

○調査のための受診命令

(第 12 条の 3)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 12 条の 3
処分の概要	調査のための受診命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条(許可)、第 6 条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで(許可の基準)、第 9 条の 13 第 1 項第 1 号(年少射撃資格の認定)、第 12 条の 3
処分基準	法第 4 条若しくは第 6 条の許可を受けた者又は第 9 条の 13 の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室